

承 諾 書 【任意継続被保険者】

私は次の事項および任意継続制度を理解・承諾した上で任意継続被保険者制度の資格取得申請を行うことを誓約します。

1 任意継続期間	退職日の翌日から最長 2 年間。
2 加入条件	① 在籍時の被保険者期間が、資格喪失の前日までに継続して 2 ヶ月以上(協会けんぽ・他健康保険組合との通算で 2 ヶ月以上でも可)あること。 ② 退職日の翌日より 20 日以内に申請書類を提出すること。
3 資格喪失条件	① 保険料を納入期日までに納付しないとき。 ② 任意継続被保険者資格取得後 2 年を経過 (期間満了) したとき。 ③ 再就職により健康保険・共済組合・船員保険被保険者となったとき。 ※国民健康保険は除く ④ 任意継続被保険者が死亡したとき。 ⑤ 任意継続被保険者が満 75 歳に到達し、後期高齢医療制度の被保険者となったとき。 ※家族の扶養に入るため、国民健康保険への加入などの理由では脱退できません。
4 初回保険料納付について	健康保険組合から送付される、保険料納付書に明記の金額を納付期日 (原則、退職日の翌日から最大 30 日以内) までに納付すること。 (初回保険料は手続きの時期により、2 ヶ月分を納めていただく場合があります) 納付期日までに納付しなかった場合は任意継続被保険者にならなかったものとみなし申請取消となります。その際、ご提出いただきました書類の返却はできかねますので、ご了承下さい。
5 保険料納付について (初回保険料納付後、 翌月以降の保険料の納付方法)	① 毎月払い : 毎月 1~10 日までに金融機関から振込みによる納入。 (毎月 1~10 日の間にて着金厳守。10 日が土・日・祝の場合は翌営業日まで) ② 半期前納 : 6 か月分を金融機関からの振込みによる納入。 4 月~9 月分 又は 10 月~翌年 3 月分 納入期限は当組合指定日 ③ 1 年前納 : 4 月~翌年 3 月分 納入期限は当組合指定日 ※②、③を選択した場合、保険料が若干割引となります。
6 脱退について	資格喪失条件③~⑤の事由により資格喪失した場合は直ちに健康保険組合へ連絡をし、保険証返却等の脱退手続きをすること。
7 保険証について	初回保険料の納入を健康保険組合で確認後、被保険者住民票住所宛に簡易書留郵便 (宅急便) にて送付となります。 また、脱退 (資格喪失) の際はすみやかに保険証等を返却するものとし、資格喪失日以降に保険証等を使用した場合は、不正使用のため全額自己負担していただきます。
8 その他	住所・氏名・扶養異動等に変更・追加があった場合は住民票 (世帯全員で続柄入り) を添付の上、すみやか (事由発生より 5 日以内) に健康保険組合へ届出ること。

この用紙及び別紙「任意継続被保険者制度について」を熟読し、必ず署名および押印の上【任意継続被保険者資格申請書】
【住民票 (世帯全員で続柄入り)】と一緒に提出下さい。

全日本理美容健康保険組合 殿

平成 年 月 日

被保険者氏名

印